

輪島市災害公営住宅設計標準

令和7年9月

輪島市

目 次

第1章 総則

1. 1 目的	P. 2
1. 2 適用範囲	P. 2
1. 3 基本方針	P. 2
1. 4 適用基準	P. 2
1. 5 併存施設への適用	P. 2

第2章 配置計画

2. 1 住棟及び付帯施設等の配置	P. 3
-------------------	------

第3章 住棟計画

3. 1 基本的事項	P. 4
3. 2 基本的性能	P. 5
3. 3 建築(共用部分)	P. 7
3. 4 建築(専用部分)	P. 9
参考 標準的な仕上げ	P. 14
3. 5 電気設備	P. 17
3. 6 機械設備	P. 23
参考資料	P. 31

第1章 総則

1. 1 目的

この設計標準は、災害公営住宅（付帯設備及び共同施設を含む。）の設計を行うにあたって必要な事項を定め、また、関連する根拠法令を包括的にまとめることにより、業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

1. 2 適用範囲

この設計標準は、輪島市で整備を行う災害公営住宅に適用する。

1. 3 基本方針

災害公営住宅の設計にあたっては、「石川県復興公営住宅整備指針」、「輪島市災害公営住宅整備方針」によるほか、事業主体の各種計画を踏まえるものとする。

1. 4 適用基準

以下の各種基準等を適用して設計する。

- ・ 公営住宅法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、市条例
- ・ 建築基準法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、市条例
- ・ 消防法及び同法に基づく政令、省令、告示及び市条例
- ・ 都市計画法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 水道法及び下水道法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ ガス事業法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 净化槽法、水質汚濁防止法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 電気事業法、内線規程等、同法に基づく政令、省令、告示及び基準
- ・ ガス機器の設置基準及び実務指針
- ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）および同法に基づく政令、省令、告示
- ・ 高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
- ・ 石川県防犯まちづくり条例
- ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書等（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・ 木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事標準仕様書（JASS）等の関係学会等が制定した諸基準及び日本工業規格（JIS）等の公的規格
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 長寿社会対応住宅設計指針
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準
- ・ 石川県復興公営住宅整備指針
- ・ 輪島市災害公営住宅整備方針
- ・ 輪島市市営住宅等整備基準
- ・ その他関係諸法令及び関連諸規程

1. 5 併存施設(災害公営住宅と管理が異なる施設)への適用

1. 4を準用するほか、国土交通省の官庁営繕関係統一基準に基づき設計する。

第2章 配置計画

2. 1 住棟及び付帯施設等の配置

配置に当たっては、敷地周辺の状況、敷地の面積、形状、地形等を考慮して、住宅の良好な日照、通風、採光、入居者のプライバシー、入居者の利便性、有効なオープンスペース及び屋外の良好な環境等を確保されるよう計画すると共に、多様な世帯の入居や交流に配慮し居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい計画とする。

住棟及び駐車場、自転車置場等の諸施設の配置は、以下により計画する。

	項目	留意事項
1	住棟	<ul style="list-style-type: none">① 敷地外からの影響も加味し、冬至において基本的に1以上の居室にて、概ね4時間以上の日照を確保するよう計画する。② 住棟の主要な出入口及び歩行者動線となる部分には、落下物防止庇等を設け、落下物への配慮を行うとともに、バレコニー・共用廊下等の付近には落下物対策上有効な空地又は植栽帯等を設けるよう努める。③ 勾配屋根の場合、落雪スペースを確保する。
2	駐車場	<ul style="list-style-type: none">① 屋外平面駐車を基本とし、見通しの良い場所に整備する。また、ピロティ一部に駐車場を設ける場合は、関連諸法令や管理方法等に留意して計画する。② 駐車施設の位置、構造等は、騒音、排気ガス、ヘッドライト等により周辺の居住環境を著しく阻害することなく、入居者の安全を確保すること。③ 台数は住戸数に対して100%程度とし、市の意向を確認した上で、敷地の利便性等を勘案して必要なスペースを確保する。④ 駐車スペースの大きさは幅2.5m、奥行き5.0m程度とする。⑤ 車椅子使用者向け駐車場を整備する場合は、バリアフリー法を参考とする。※駐車スペースの大きさは幅3.5m以上、奥行き5.0m以上
3	自転車置き場等	<ul style="list-style-type: none">① 台数は住戸数に対して原則100%程度とし、敷地の利便性等を勘案して必要なスペースを確保する。② 戸建、長屋形式の場合は住棟内に組み込むことも可とする。③ チェーン用バーラックを設置する。ただし戸建、長屋形式の場合は、この限りでない。④ 自動二輪車にも配慮すること。置場を自転車置き場台数の10%程度確保すること。台数は自転車置き場台数の内数とする。
4	ごみ置き場	<ul style="list-style-type: none">① 市の清掃事業の担当課と打合せの上、構造、面積、配置を検討し、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないようにごみ置き場を設けること。
5	屋外物置	<ul style="list-style-type: none">① 敷地内には、入居者のための屋外物置を敷地内に全戸数分設けること。② 冬タイヤ等収納のため、面積は2m²以上で高さ2m程度とする。③ 設置場所は、住棟計画での利便性を勘案し、住戸近くとする。

6	集会所	<ul style="list-style-type: none"> ① 50戸以上の団地については、集会所を設けることとし、集会所の規模は、利用形態、地域の需要などを勘案して必要なスペースを確保すること。ただし、周辺に代用施設がある場合又は整備の計画がある場合は、市と調整のうえ、なしとすることができる。 ② 集会室については、コミュニティに配慮した計画とする。 ③ 集会所の各部の設計は、高齢者及び障がい者に配慮したものとし、使用人数に応じたスペースを確保する。 ④ 集会所には、机及び椅子等の備品を収納するスペースを整備する。
7	緑地・広場等	<ul style="list-style-type: none"> ① 関連諸法令等によるほか、良好な住環境を確保できるよう適宜設置する。 ② コミュニティ形成の場として、幼児、高齢者及び障がい者にも配慮し、適切に配置すること。 ③ 植樹帯を設ける場合は、維持管理に配慮した植栽計画とする。
8	設備関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備の検討により必要な場合は、受電設備用借室、ポンプ室、受水槽、プロパンボンベ庫等を適宜設ける。 ② 災害時に活用ができるよう浸水対策等に配慮すること。
9	併存施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者福祉施設など公営住宅と管理が異なる施設を設ける場合は、設備及び利用者の動線を公営住宅と分離して計画する。

第3章 住棟計画

3. 1 基本的事項

災害公営住宅の住棟計画にあたり、基本的事項の確認を行う。

(1) 参照基準

参照基準	<p>平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)による公営住宅法の一帯改正により、公営住宅等整備基準は事業主体が条例で定めることとなり、従来の国が定めていた公営住宅等整備基準は参考基準となった(平成24年4月1日施行)。</p> <p>公営住宅等整備基準</p> <p>第1条 この省令は、公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)の整備に関する基準を事業主体が条例で定めるに当たって参考すべき基準を定めるものとする。</p> <p>(平成23年国土交通省令第103号)</p>
------	---

(2) 住棟形式

住棟は下表の住棟形式を基本とする。

中高層共同住宅	<p>階数が3以上の共同住宅。</p> <p>なお、共用廊下等の共用空間が存在する集合住宅を「共同住宅」とし、共用空間が存在しない集合住宅を「長屋」としている。(建築基準法に準じた取扱い)</p>
低層長屋住宅等 (共同住宅等)	階数が1及び2の長屋住宅又は共同住宅。
一戸建住宅	階数が1及び2の一戸建ての住宅。

(3) 住戸計画

世帯構成に応じた住宅タイプを適正規模にて整備する。

また、世帯構成に応じた住戸タイプの目安(※1)を下表に示す。

世帯構成 ＼ 住戸タイプ （※2）	1LDK (S)	2LDK (M)	3LDK (L)
1人	◎	—	—
2人	—	◎	—
3人	—	◎	—
4人以上	—	—	◎
住戸専用面積の目安	45m ² ～60m ²	55m ² ～70m ²	65m ² ～80m ²

※1：災害公営住宅の事業主体である市が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準が適用される。

(4) 県及び輪島産資材の活用

災害公営住宅の整備にあたっては、輪島市災害公営住宅整備方針等に基づき、地域経済の活性化に寄与すべく、木材及び置表においては意匠性・機能性・維持管理等に配慮しつつ県及び輪島産資材を積極的に活用する。

3. 2 災害公営住宅の性能

災害公営住宅を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能は、輪島市市営住宅等整備基準に基づき、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、災害公営住宅の事業主体である市が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表1（災害公営住宅を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能）

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。	公営住宅 整備基準 (参考基準)	災害公営住宅	
		中高層 共同住宅	低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
1. 構造の安 定に関す ること	1-1. 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） ：等級1～3	—	等級1 (木造：等級3)
	1-2. 耐震等級（構造躯体の損傷防止） ：等級1～3	—	等級1
	1-3. その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	—	—
	1-4. 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） ：等級1～2	—	等級1
	1-5. 耐雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） ：等級1～2	—	等級1
	1-6. 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 ：等級無	—	明示
	1-7. 基礎の構造方法及び形式等 ：等級無	—	明示
2. 火災時の 安全に関 すること	2-1. 感知警報装置設置等級（自住戸火災時） ：等級1～4	—	等級4
	2-2. 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時） ：等級1～4	—	等級3
	2-3. 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下） ：等級1～3	—	基準適合 等級2
			基準適合 等級1(※1)

	2-4. 脱出対策(火災時) :等級無	—	基準適合	基準適合 (※1)
	2-5. 耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部) :等級1~3	—	等級2	等級1
	2-6. 耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部以外)) :等級1~4	—	等級4	等級1
	2-7. 耐火等級(界壁及び界床) :等級1~4	—	等級4	等級1(※1)
3. 劣化の軽減に関するこ と	3-1. 劣化対策等級(構造躯体等) :等級1~3	等級3 (木造:等級2)	等級3	等級3 (木造:等級2)
4. 維持管理への配慮に関するこ と	4-1. 維持管理対策等級(専用配管) :等級1~3	等級2	等級2	等級2
	4-2. 維持管理対策等級(共用配管) :等級1~3	等級2	等級2	等級2(※1)
	4-3. 更新対策(共用排水管) :等級1~3	—	等級1	等級1(※1)
	4-4. 更新対策(住戸専用部) :等級無	—	明示	明示(※1)
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関するこ と	5-1. 断熱等性能等級 :等級1~7	※2	※3	※3
	5-2. 一次エネルギー消費量等級 :等級1~8	—	※3	※3
6. 空気環境に関するこ と	6-1. ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等) :等級1~3	等級3	等級3	等級3
	6-2. 換気対策 :等級無	—	基準適合	基準適合
	6-3. 室内空気中の化学物質の濃度等	—	—	—
	6-4. 石綿含有建材の有無等	—	—	—
	6-5. 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	—	—	—
7. 光・視環境に関するこ と	7-1. 単純開口率 :等級無	—	明示	明示
	7-2. 方位別開口比 :等級無	—	明示	明示
8. 音環境に関するこ と	8-1. 重量床衝撃音対策 :等級1~5	等級2又は相当 スラブ厚15cm 以上 (RC・SRC以外 は11cm以上)	等級2又は相当 スラブ厚15cm 以上 (RC・SRC以外 は11cm以上)	等級2又は相当 スラブ厚15cm 以上 (RC・SRC以外 は11cm以上) (※1)
	8-2. 軽量床衝撃音対策 :等級1~5	—	等級1	等級1(※1)
	8-3. 透過損失等級(界壁) :等級1~4	—	等級2	等級2 (鉄骨造及び 木造:等級1)
	8-4. 透過損失等級(外壁開口部) :等級1~3	等級2	等級2	等級2
9. 高齢者等	9-1. 高齢者等の配慮対策等級(専用部分) :等級1~5	等級3	等級3	等級3

への配慮 に関する こと	9-2. 高齢者等の配慮対策等級（共用部分） ：等級1～5	等級3	等級3	—
10. 開口部の 侵入防止 対策	10-1. 開口部の侵入防止対策 ：等級無	—	その他(基準 未適合)(※4)	その他(基準 未適合)(※4)

※1 一戸建住宅については、共同住宅等についてのみ評価のため評価対象外。2-4については、一戸建住宅の3階以上に限定して適用。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誇導基準（ただし、これらにより難い場合は断熱等性能等級：等級4の基準）を満たすこと。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得えない場合を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこと。

※3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誇導基準を満たすこと。

※4 性能評価基準については適合しないが、本書にて基準を設定。

建物出入口の存する階の住戸等の開口部について、侵入防止対策上有効な措置の基準を満たすこと。

〔参考基準〕

- ①住戸の玄関ドアの扉及び錠：CPマーク付き建物部品を使用
- ②窓のサッシ及びガラス：CPマーク付き建物部品を使用

〔本書基準〕

- ①住戸の玄関ドアの扉及び錠：CPマーク付き建物部品を使用
- ②ベランダ側の窓：1以上のロック式クレセント
- ③廊下側の窓：面格子の設置

別表2 その他整備基準

	項目	仕様
1	住宅計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 共用廊下においては、住戸玄関部に面する箇所に防風スクリーンを設置する。 ② エキスパンジョイントがある場合、滑りにくい素材を採用する。 ③ 住戸内にサンルームを設ける。サンルームを内部扱いか外部扱いとするかは、計画に合わせた協議によること。
2	雨水等の処理	<ul style="list-style-type: none"> ① 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設を設ける。
3	敷地内道路	<ul style="list-style-type: none"> ① 敷地内道路は、住戸形式、配置及び周辺の状況に応じて、日常生活の利便性、通行の安全確保、災害の防止、環境の保全等に支障が生じないような規模及び構造で合理的に配置すること。また、除雪車の通行を考慮すること。 ② 敷地内道路は、原則として舗装すること。
4	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ① 風雨雪の吹込み防止に配慮する。 ② 沿岸部では、屋内設置または、防錆仕上げとすること。
5	危険防止	<ul style="list-style-type: none"> ① 窓、バルコニー、開放された廊下及び階段並びに屋上広場等のうち、その場所から人が落下する恐れのある箇所には、堅固かつ安全な手すりその他の危険防止設備を設けること。 ② 窓、バルコニー、開放された廊下、階段等の直下に道路、通路、出口等がある場合においては、庇を設ける等落下物による危険を防止するために必要な措置を講じること。 ③ 勾配屋根の場合、玄関、通路等においては、庇を設ける等落雪による危険を防止するために必要な措置を講じること。
6	塩害対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 沿岸部においては、設備機器の選定等をはじめとした対策を講ずること。

3. 3 建築（共用部分）

災害公営住宅を新築する場合の設計にあたり共用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表3のとおりとする。ただし、災害公営住宅の事業主体である市が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表3（共同住宅形式の建築（共用部分）における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様
1 消防法緩和	平成17年3月25日付総務省令第40号による、二方向避難・開放型としての計画を標準とする。※詳細は各消防本部と協議すること。
2 住戸1階床高	① GL+0.4m以上を標準とする。
3 階高等	① 階高は2,850mm以上を標準とする。 ② 軀体の梁下内法寸法は大梁下2,100mm以上を標準とする。 ③ 居室の天井高さは2,400mm以上を標準とする。
4 スラブ厚さ (界床)	① 重量床衝撃音対策等級2又は相当スラブ厚15cm以上(RC・SRC以外は11cm以上)
5 開口部の庇	① 外壁に面した開口部には庇の設置を標準とする。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。
6 開放部分の屋根	① 原則、共用廊下、共用階段及びバルコニーには屋根又は庇を設ける。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。
7 外壁	① コンクリート打ち放しの上に複層塗材E吹付けを標準とする。また、避難経路(屋外廊下、階段など)は複層塗材CE・Si(準不燃材)を標準とする。(「P15参考標準的な仕上げ」を参照) ② 標準仕様によらない場合は、耐久性、耐候性に優れ、メンテナンス及び修繕の容易な仕上げを選定する。 ③ 棟番号のサインを表示する。
8 屋上	① アスファルト断熱防水、押えコンクリート仕様を標準とする。ただし、内断熱や②を考慮し、他の仕上げ等も可とする。 ② 標準仕様によらない場合は、耐久性、耐候性に優れ、メンテナンス及び修繕の容易な仕上げを選定する。 ③ 屋上の保守を行うための、屋上マンホール(施錠付き)及びタラップ又は屋上まで通じる階段及び門扉(施錠付き)を設ける。
9 玄関ホール	① 住棟の玄関ホールには、掲示板及び戸数に応じた集合郵便受箱を雨掛けとならない場所に取り付ける。 ② 郵便受箱は、戸番号を表示する。また、入居者が任意で施錠できる仕様とする。
10 出入口に設置するスロープ	① 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例規則に沿い設計を行う。
11 共用階段	① 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例規則に沿い設計を行う。 ② 2階以上の階段室には、階数表示を行う。 ③ 両側には、歩行補助手すり(設置高750~850mm)を設ける。
12 共用廊下	① 戸の共用廊下に面する窓には、防犯用アルミ面格子を取付ける。 ② 各戸の玄関付近に室名札を取り付ける。

		<p>③ 片側に連続した歩行補助手すり（設置高800～850mm）を設ける。</p> <p>④ 幅員は有効1,200mm以上とし、車椅子の回転スペースを考慮して計画する。</p>
13	エレベーターホール	<p>① 幅及び奥行きは、それぞれ内ので1,500mm以上とする。</p> <p>② 出入口に点字ブロックを設置する。</p>
14	壁樋	<p>① カラーVU管65φ～100φを標準とする。</p> <p>② よじ登りによる侵入等が起こりにくい納まりとする。</p>
15	外部金物・金具	<p>① 外部金物・金具は錆の発生しにくい材質及び仕上げとする。</p>
16	乗り越え防止・侵入防止	<p>① 廊下、階段等からエントランスホールの屋根等へ乗り移りが可能な場合は、乗り越え防止策を講じる。</p> <p>② 自転車置場の屋根等から住戸のバリコニー等へ容易に侵入できないように配慮する。</p>
17	南京錠	<p>① 各所に設ける南京錠のカギは同一キーとする。</p>
18	メーターボックス	<p>① メーターボックス内の計測機器等が、容易に検針、点検できるようにする。</p>
19	ピット（設置する場合）	<p>④ ピット高さは、原則として1,000mm以上とし、人通孔の有効寸法は内接円550mm以上とする。</p>
20	駐車ます	<p>①区画ごとに車止めをアンカー固定によるものとし、高さは100mm程度のものを2個設置する。</p>

3. 4 建築（専用部分）

災害公営住宅を新築する場合の設計にあたり専用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表4のとおりとする。ただし、災害公営住宅の事業主体である市が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表4（建築（専用部分）における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様	中高層 共同住 宅	低層長屋 住宅等・ 一戸建 住宅
1 玄関	<p>① 玄関ドア（SOP塗・焼付け鋼板・化粧鋼板）は、スライドドア（自動制御装置）またはアルミ引違いドア、把手は大型縦型とする。</p> <p>なお、低層長屋住宅及び一戸建住宅の場合は、玄関ドア近くに新聞受けを設置する。</p>	○	○
	② 玄関ドアの遮音性能は、透過損失等級の等級2を満たすこと。	○	○
	③ くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下とする。	○	○
	④ 上がりがまち部の昇降や靴の着脱のための手すりを設ける。	○	○
	⑤ 上がりがまちの高さは100mm以下を標準とし、段差の解消に努める。	○	○

		<p>⑥ 住戸の玄関ドアの扉及び錠については、防犯建物部品対応（CP 建物部品：耐[○] キング 性能5分以上）とする。</p> <p>※CP 建物部品は、財団法人全国防犯協会連合会が運営する「防犯性能の高い建物部品の開発、普及に関する官民合同会議」の定めた基準に基づき、性能試験等を経て、一定の防犯性能があると評価された、錠、ガラス、ドア、サッシ、シャッター等の製品。</p> <p>⑦ 住戸の玄関ドアは外部の様子を見通すことが可能なカメラ付きインターホンを設置する。</p> <p>⑧ 消火器を設置する必要がある場合は、設置場所を設ける。また、大型家具の搬出入を考慮する。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	廊下内	① 有効幅員を780mm（柱等箇所にあっては750mm）以上とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	出入口	<p>① 有効幅員を750mm以上とする。（浴室は除く。）なお、軽微な改造により確保できるものを含む。</p> <p>② 建具は引戸を標準とする。</p> <p>③ 出入口高さ（床面からドア上枠の下端までの有効内法）は、1,900mm以上とする。なお、外部金属建具（掃きだしサッシ）の高さは原則1,850mm以上とする。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	主寝室	<p>① 原則洋室とする。</p> <p>② 原則6畳（有効面積9m²以上）とする。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	副寝室	<p>① 原則として5.5畳（有効面積8.5m²程度）とする。</p> <p>② 原則として洋室とする。ただし、やむを得ない場合5畳程度とすることが出来る</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	ペリナース	① 住戸内の収納は、押入れ及び物入れ等の収納スペースを適切に設ける。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	浴室	<p>① ユニットバスの規格は、原則高齢者対応型とし、1418型もしくは1616型を標準とし、住戸面積とのバランスを考慮し決定する。</p> <p>② 出入口の有効幅員を800mm以上とする。</p> <p>③ 浴室出入口の段差は20mm以下の単純段差とする。</p> <p>④ 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 ※縦1本：浴槽脇垂直〈水栓反対側〉、 横2本：浴槽脇水平〈奥側及び水栓反対側〉</p> <p>⑤ 浴槽のまたぎ高さは350mm～450mmを標準とする。</p> <p>⑥ 出入口の扉は緊急時に開錠でき、救出ができる扉とする。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8	洗面	① 洗面スペースは、浴室と近接した位置に設け、幅600mmの洗面ユニットを標準とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9	・ 洗濯機置場	① 洗濯機用防水パンは640mm×640mmを基本とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10	台所	<p>① 台所は、流し台、食器棚、冷蔵庫等を有効に配置できるようにする。</p> <p>② ①に加え、DKとする場合は食卓、LDKとする場合は食卓及びソファセットを配置できるようにする。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

		<p>③ 流し台(コンロ台を除く)は、L=1,500 以上とし、H=800mm を標準とする。</p> <p>④ コンロ台は、L=600 を標準とする。側壁との離隔を 150mm 以上確保又は防熱板を設けること。</p> <p>⑤ 流し台上部に吊り戸棚を設置し、H=700 を標準とする。あわせて、水切りを設けることを標準とする。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11	便所	<p>① 広さは、長辺の内法寸法を 1,350mm 以上とし、便器の前方について、便器と壁の距離を 500mm 以上とする。</p> <p>② 立ち座りのための手すりを設置する。 (L型 600mm×700mm 程度)</p> <p>③ 扉は長辺方向からの引戸を標準とし、非常解錠装置付き表示錠及び明り取りを設ける。</p> <p>④ 便所出入口は廊下、食事室又は居間から直接出入りが可能な計画とする。</p> <p>⑤ トイレットペーパー等を置ける簡易な棚あるいは面台を設置する。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12	エアコン用スリーブ等	<p>① 台所を除く各居室には、エアコンを設置するためのインサート及びスリーブを設置し、内外部にキャップを取付ける。また、室外機置場のために壁面据付用架台の設置するとともに、エアコンドレン用排水溝を歩行に支障のないように設置する。なお、必要に応じて食事室、居間等には多目的スリーブを設置する。※エアコン本体は入居者が設置。</p> <p>② エアコン本体とスリーブ位置は、室や物入れ等をまたがない配置とする。</p> <p>③ エアコン室外機の配置については、消火器、豊通、物干し金物等の配置と相互に干渉しないものとし、設置に関して高所作業車を要しない計画とする。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13	※小窓について個別判断とする	<p>① 住戸内の窓には、カーテンレール(ステンレス製、ダブル)を取り付ける。</p> <p>② アルミサッシとし、網戸を設ける。</p> <p>③ 窓サッシにはロック式クレセントを取り付ける。</p> <p>④ 必要に応じて、防火設備とする。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14	バルコニー	<p>① 住戸にはバルコニーを設け、クーラー用室外機設置場所及び避難器具等の配置を十分に考慮した計画とする。</p> <p>② 避難経路として利用できる構造とし、戸境間仕切は非常の際、容易に破壊できるものとし、避難経路である旨等を明示する(明示内容及び構造は所轄の消防と打ち合わせる)。</p> <p>③ 中高層住宅の場合は、クーラー用室外機は天井設置を基本とし、そのためのインサートを設ける。</p> <p>④ 標準的な幅員を(壁芯間) 1,200mm 以上とする。 柱型の部分の幅員は、(壁面間) 850mm 以上を確保する。</p> <p>⑤ バルコニーと住戸出入口との段差は 180mm 以下の単純段差とする。</p>	<input type="radio"/>	
			<input type="radio"/>	

		⑥ 転落防止手すりは床面からの高さが1,100mm以上とし、手すり下部に足がかりとなるような箇所が生じる場合は、高齢者への配慮対策等級（専用部分）の等級3を満たすよう留意する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15	サンルーム	① 有効スペースとして、1,200mm×2,700mm程度を確保する。		
		② 物干し金物を取り付ける（物干し竿の高さが、サンルーム床面からの高さH=1,700mm以下となるように設置する）		
		③ 冬季の洗濯物干しなどを考慮し、十分な日照を得ることができる位置に設ける。		
16	屋外物置	① 1住戸当たり1室とし、戸当たり2m以下を標準とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		② 各住戸からの利便を考慮した配置とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		③ 各物置を住棟内に併設する場合の出入口の鍵は、各住戸に対応した同一キーとすることが望ましい。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		④ 各住戸に対応した室名札を取り付ける。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17	手すり	① 手すりの径は、34mmを標準とする。 ② 全室に後付けできるよう、700~900mmの高さで補強下地を設ける。900mm以上とする場合は、市と協議する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
18	木製建具	① 木製建具は基本的にフラッシュ戸とする。なお、引手については、大型船底引手またはユニバーサルデザインとし、開戸の場合は、レバーハンドルとする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
19	家具転倒防止対策	壁にはアンカー等にて固定された付け鴨居を設置する等、家具転倒防止用金物の取り付けに配慮する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
20	床	① 軽量床衝撃音に対する遮音等級LL-45程度以上の確保を基本とする。	<input type="radio"/>	
21	高齢者向け住戸	① 手すり 玄関、トイレ、浴室、脱衣室その他必要な箇所に手すりを設置する。 ② 段差の解消 段差の解消に努める。ただし、上がりがまちの高さは可能な限り20mm以下とする。 ③ 照明スイッチ等 照明スイッチの高さはH=1,000mm程度とする。 ④ 緊急通報設備 居室、浴室及びトイレに非常呼び出しボタンを設置する。	<input type="radio"/>	

- ① 駐車場
駐車スペースは枠線寸法で5.0m×3.5m以上とし、住戸玄関にアプローチしやすい位置に車椅子対応駐車場を設け、アクセス経路は支障がないものとする。また、アプローチ有効幅は1,400mm以上とするように努める。
- ② 玄関ドア
玄関ドアはスライドドア（自閉制御装置）とし、鍵やドアガードは車椅子使用者の使いやすい位置に取り付ける。把手は大型縦型とする。有効幅員は900mm以上とし、付属品は車椅子利用者の使用を前提とし計画する。
- ③ 玄関内の腰掛設置
玄関に靴の着脱のための腰掛（H=400mm、W=500mm程度）を設ける等の配慮をする。
- ④ 住戸内通路の幅員と出入口
有効幅員は850mm（柱等の箇所においては800mm）以上とする。また、玄関ホール及びDK（調理スペース）に車椅子が回転可能な1500mm四方の空間を設ける。住戸内出入口は、有効幅員800mm以上とし、引戸又は引戸戸とし、棒状の把手を原則とする。
- ⑤ 建具金物
やむを得ず開き戸となった場合は、レバーハンドルを標準とし、引き手、クレセントは大型とする。
- ⑥ 手すり
玄関、トイレ、浴室、脱衣室その他必要な箇所に手すりを設ける。また、廊下および全室に手摺設置可能なよう下地補強を行う。なお、トイレ内には跳ね上げ式手摺を設ける。
- ⑦ 段差の解消
住戸内には原則として段差をつくりない。ただし、車椅子からの移乗に配慮する場合は除く。
- ⑧ 流し台、洗面台
流し台、洗面台は、車椅子対応型とする。
- ⑨ 浴室
浴室は1616型（長寿社会対応型）以上とし、浴槽のまたぎ高さを350mm～450mm、出入口建具は3枚引き戸を標準とする。
- ⑩ 便所等
車椅子がアプローチできる位置に設け、トイレの内法寸法は、短辺1300mm以上とし、手すりを設ける。また、便所、洗面所、脱衣所、浴室を近接または1箇所に集約するなど、一体的利用にも配慮した設計とする。
- ⑪ バルコニー
バルコニーへの出入口は段差のない構造を標準とし、寝室または炊事室兼食事室から入りできるようにし、有効幅員は800mm以上とする。1階の車椅子使用者向け住戸からは、バルコニーを通じ屋外へ避難が可能な構造とする。
- ⑫ スイッチとコンセントの位置
スイッチの取付け高さは、床上から1000mm程度とする。コンセントの取付け高さは、床上から600mm程度とする。
- ⑬ 緊急通報設備

○

		<p>居室、浴室及びトイレに非常呼び出しボタンを設置する。</p> <p>⑯ その他</p> <p>各室・廊下等には高さ 350mm 程度のキックプレートの設置を標準とし、給気口に設ける風量調整のつまみ等は車椅子使用に配慮した配置とする。</p>		
23	※設置する場合 エコキュー ト置場	<p>① 貯湯タンクはメーターBOX内など共用廊下側に設置することを基本とする。住戸タイプによりメーターBOX内もしくは共用廊下側に設置できない場合は、バルコニーに設置するなど、市と協議し決定する。</p> <p>② 室外機は貯湯タンク近傍の屋外に設置する。</p>	○	○

(参考 標準的な仕上げ) 建築における標準的な仕上を下表に示す。

(1) 外部仕上 (中高層共同住宅: 鉄筋コンクリート造: 標準)

名称	部位	仕上
	屋根・屋上	アスファルト断熱防水(押さえコンクリート仕様)を標準とする。 断熱材: A種 押出法ポリスチレンフォーム保溫板 (JASS8 AK-PF(平場)、AK-MS(立上)) 3種b 厚さは改正省エネ基準の性能規定を満たすこと パラペット: 塗膜防水 (JASS8 L-US) 勾配屋根の場合、金属板葺きを標準とし、下ぶき材はアスファルトルーフィング(940)とする。
外壁	壁	コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
	巾木	モルタル塗
共用廊下	床	厚30 モルタル塗 排水溝: 防水モルタル塗(勾配付) W=80
	巾木	コンクリート打ち放し H=100 (モルタル塗)
	壁	住戸側 コンクリート打ち放しの上、複層塗材CE・Si吹付(準不燃材)
	手摺壁	内壁 コンクリート打ち放しの上、複層塗材CE・Si吹付(準不燃材)
	手摺壁	外壁 コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
	天端	コンクリート打ち放しの上、複層塗材CE・Si吹付(準不燃材)
	天井	コンクリート打ち放しの上、外装薄塗材E吹付(準不燃材)
バルコニー	床	厚30 防水モルタル塗 排水溝: 防水モルタル塗(勾配付) W=80
	巾木	コンクリート打ち放し H=100 (モルタル塗)
	壁	住戸側 コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
	手摺壁	内壁 コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
	手摺壁	外壁 コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
	天端	コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
	天井	コンクリート打ち放しの上、外装薄塗材E吹付

※ 避難経路に面する部分の仕上げは、準不燃材とする。

※ 階段を屋内階段とする場合の仕上げは不燃材とし、屋外階段とする場合は準不燃材とする。

(2) 内部仕上 (中高層共同住宅: 鉄筋コンクリート造: 標準)

名称	部位	仕上
玄関	床	ビニル床シート(屋外用防滑タイプ)もしくはタイル張り
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(輪島産材等)の活用を検討※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	床仕上げに合わせる
廊下・ホール	床	複合1種フローリング厚12 ※3
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(輪島産材等)の活用を検討※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木

洗面 脱衣室	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
便所	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
台所 食事室	床	複合1種フローリング厚12 ※3
	壁	ビニルクロス（一部キッチンパネル） （一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
洋室	床	複合1種フローリング厚12 ※3
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
押入	床	合板
	壁	押入調湿ボード
	天井	押入調湿ボード
	巾木	雑巾摺

※1 各室の壁の内部仕上について、杉羽目板（輪島産材等、上小箇程度）を積極的に活用すべく、意匠性・機能性・維持管理等に配慮して、効果的な設置室・設置方法を検討のうえ、効果的な箇所に杉羽目板を設置する。

※2 ペット共生住宅の場合は、維持管理が容易な仕上げとする。

※3 床の仕上げについては輪島産材等の活用を検討すること。

(3) 外部仕上（低層長屋住宅等・一戸建住宅：木造、中層共同住宅：鉄骨造：標準）

名称	部位	仕上
屋根・屋上		カラー溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板 $t=0.4\text{mm}$ 又は粘土瓦（瓦屋根標準設計施工ガイドライン工法による）を標準とする。下ぶき材はアスファルトルーフィング940を標準とする。
外壁		窯業系サイディング $t=14\text{mm}$ 又は（一部）杉羽目板を標準とする。

※避難経路に面する部分の仕上げは、準不燃材とする。

※外壁の仕上げを木仕上げとする場合は、雨掛け、雨仕舞等に配慮した仕上げを行うこととする。

(4) 内部仕上（低層長屋住宅等・一戸建住宅：木造、中層共同住宅：鉄骨造：標準）

名称	部位	仕上
玄関	床	ビニル床シート（屋外用防滑タイプ）もしくはタイル張り
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス

	巾木	床仕上げに合わせる
廊下・ホール	床	単層フローリング厚12mm以上 ※3
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
洗面脱衣室	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
便所	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
台所 食事室	床	単層フローリング厚12mm以上 ※3
	壁	ビニルクロス（一部キッチンパネル） （一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
洋室	床	単層フローリング厚12mm以上 ※3
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（輪島産材等）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
押入	床	合板
	壁	押入調湿ボード
	天井	押入調湿ボード
	巾木	雑巾摺

※1 各室の壁の内部仕上について、杉羽目板（輪島産材等、上小節程度）を積極的に活用すべく、意匠性・機能性・維持管理等に配慮して、効果的な設置室・設置方法を検討のうえ、効果的な箇所に杉羽目板を設置する。

※2 ペット共生住宅の場合は、維持管理が容易な仕上げとする。

※3 床の仕上げについては輪島産材等の活用を検討すること。

3. 5 電気設備

災害公営住宅を新築する場合の設計にあたり電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表5のとおりとする。ただし、災害公営住宅の事業主体である市が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表5（電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様																																																								
1 受電方式	① 北陸電力送配電株式会社と協議を行い、直接架空引き込み、引込柱（自立引込盤）の設置などを選定する。 ② 低層長屋住宅、一戸建については、各戸直接引き込みとし、単相三線100/200V引込とする。 ③ 北陸電力送配電株式会社と協議を行い、団地で一括集中引き込みとする場合は幹線を地中埋設とすること。																																																								
2 線幹線配方式	① 中高層の場合、原則として縦幹線方式（各戸MB利用）とし、これに依り難い場合は市と協議する。																																																								
3 物類の種類 電線・電線保護	① 原則として、下表を基本とし、低廉となるものを採用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">中高層共同住宅</th> <th colspan="3">低層長屋住宅・一戸建</th> </tr> <tr> <th>施工部位</th> <th>電線種類</th> <th>電線保護物</th> <th>施工部位</th> <th>電線種類</th> <th>電線保護物類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート内打込み</td> <td>EM-I E EM-EEF</td> <td>CD管 (Φ22以下) PF管 (Φ22以下) E管 (Φ31以下)</td> <td>屋内配線</td> <td>EM-I E EM-EEF</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>二重天井内等のいんべい</td> <td>EM-EEF</td> <td>—</td> <td>屋外配線</td> <td>EM-EEF</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>木造間仕切壁等のいんべい</td> <td>EM-I E EM-EEF</td> <td>PF管</td> <td>二重天井内等のいんべい</td> <td>EM-EEF</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>住戸内床ころがし</td> <td>EM-I E EM-EEF</td> <td>PF管</td> <td>地中埋設</td> <td>EM-CE又は EM-CET</td> <td>FEP管</td> </tr> <tr> <td>地中埋設</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>FEP管</td> <td>地中からの立ち上げ</td> <td>EM-CE又は EM-CET</td> <td>PEG管 (異種管接続)</td> </tr> <tr> <td>住棟内幹線</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>ピット内横 引はケーブルラック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地中からの立ち上げ</td> <td>EM-CE 又は</td> <td>PEG管 (異種管接続)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 釘打ち等により配線損傷が予想される部位には、金属管やパイプガード等により保護する。 ※ CD管使用については、埋設のみとし、露出と埋設を連続して保護する必要のある区間での使用はしない。 この表に無いケーブル、電線類についても、原則として全てエコケーブルを使用する。 ※ この表に無いケーブル、電線類についても、原則として全てエコケーブルを使用する。</p>			中高層共同住宅			低層長屋住宅・一戸建			施工部位	電線種類	電線保護物	施工部位	電線種類	電線保護物類	コンクリート内打込み	EM-I E EM-EEF	CD管 (Φ22以下) PF管 (Φ22以下) E管 (Φ31以下)	屋内配線	EM-I E EM-EEF	PF管	二重天井内等のいんべい	EM-EEF	—	屋外配線	EM-EEF	PF管	木造間仕切壁等のいんべい	EM-I E EM-EEF	PF管	二重天井内等のいんべい	EM-EEF	—	住戸内床ころがし	EM-I E EM-EEF	PF管	地中埋設	EM-CE又は EM-CET	FEP管	地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	FEP管	地中からの立ち上げ	EM-CE又は EM-CET	PEG管 (異種管接続)	住棟内幹線	EM-CE 又は EM-CET	ピット内横 引はケーブルラック				地中からの立ち上げ	EM-CE 又は	PEG管 (異種管接続)			
中高層共同住宅			低層長屋住宅・一戸建																																																						
施工部位	電線種類	電線保護物	施工部位	電線種類	電線保護物類																																																				
コンクリート内打込み	EM-I E EM-EEF	CD管 (Φ22以下) PF管 (Φ22以下) E管 (Φ31以下)	屋内配線	EM-I E EM-EEF	PF管																																																				
二重天井内等のいんべい	EM-EEF	—	屋外配線	EM-EEF	PF管																																																				
木造間仕切壁等のいんべい	EM-I E EM-EEF	PF管	二重天井内等のいんべい	EM-EEF	—																																																				
住戸内床ころがし	EM-I E EM-EEF	PF管	地中埋設	EM-CE又は EM-CET	FEP管																																																				
地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	FEP管	地中からの立ち上げ	EM-CE又は EM-CET	PEG管 (異種管接続)																																																				
住棟内幹線	EM-CE 又は EM-CET	ピット内横 引はケーブルラック																																																							
地中からの立ち上げ	EM-CE 又は	PEG管 (異種管接続)																																																							

4	開閉器 引込	<ul style="list-style-type: none"> ① 引込口から8m以内のE.P.S、電気室又は妻面に設置を原則とする。 ② 共用部積算電力量計を設ける場合は、検針方法等を含め電力会社と設置位置を協議する。 ③ 配線保護用として配線用遮断器を設け、定格電流が225A以下となるよう設計する。 ④ 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。 ⑤ 盤形式式は周辺環境を考慮した耐候性を有する形式とし、屋外設置の場合はSUS製とする。 ⑥ 屋外共用部分及び集会所等に積算電力計を設ける必要性について、市と十分協議する。 								
5	分電盤 共用	<ul style="list-style-type: none"> ① 幹線および各負荷への配線が合理的に行え、かつ通行等に支障の少ない共用スペースなどに設置する。 ② 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。 ③ 屋内壁掛または、屋外設置とし、周辺環境を考慮した耐候性性能を有する材料とし、屋外設置の場合はSUS製とする。 ④ 主幹遮断器は中性点欠相保護付きとし、配線用遮断器は負荷に応じて漏電遮断器を選択する。 								
6	動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ① エレベータ、給水設備等の動力設備については、三相200Vを標準とする。 ② 需要率、力率等を考慮して幹線設計を行う。 ③ 引込開閉器盤は可能な限り単相負荷と共用する。 								
7	住宅用分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用分電盤は露出又は半埋込み型、合成樹脂製（自己消火性）、ドア、リミッタースペース付き（電力会社と協議により省略可能）、感震ブレーカー付とする。 ② 主幹用漏電遮断器は、中性点欠相保護付きとする。（50AF又は60AF） ③ 分岐回路は9回路以上とし、うちエアコン、洗濯乾燥機、温水洗浄機付き便座、台所大型機器、IHコンロ用、住宅情報盤及び凍結防止ヒーターは専用回路とし、予備回路を2つ以上実装する。 ④ 一般回路及び住宅情報盤回路は2P1E20A、専用回路のうちエアコン、洗濯乾燥機、台所大型機器、IHコンロ用は2P2E20A（100V/200V対応可能）を標準とする。 ⑤ 自動火災報知設備用電源回路は、主幹遮断器一次側より分岐し、ロックバー等を取り付ける。 ⑥ オール電化住戸、太陽光・ガスコーチェネレーション等の発電設備、電力監視等対応については、個別協議による。 ⑦ 電力会社との各戸契約電流値は、1LDK30A、2LDK40A、3LDK50A、を基本とする。 ⑧ 各住戸にエコキュートを設置する場合は、市と協議する。 								
8	各戸負荷容量	<ul style="list-style-type: none"> ① 全住戸を電磁誘導器（IH）対応可能とし、原則として、下表の最大想定負荷より算出する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住戸形式</th> <th>負荷容量 kVA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1LDK</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2LDK</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3LDK</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	住戸形式	負荷容量 kVA	1LDK	5	2LDK	6	3LDK	8
住戸形式	負荷容量 kVA									
1LDK	5									
2LDK	6									
3LDK	8									
9	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ① 照明器具は、水銀を含む照明器具（蛍光灯、水銀灯等）を使用しない。 ② 住戸内の照明器具は、下表を標準とし、個別協議により照明器具の選定を行う。 ③ 居室および食事室・台所の照明器具は棚下灯を除き設置しない。 ④ 器具選定においては、原則LED照明で低廉であるものを採用する。 								

住戸内器具

設置場所	照明器具種類	器具設置
玄関	天井付	有
廊下	天井付	有
便所	壁付又は天井付	有
洗面・洗濯室	天井付	有
浴室	UB付属灯	有
食事室・台所	引掛けシーリングローゼット：2箇所 棚下灯	なし（2カ所とも） 棚下灯：設置
洋室	引掛けシーリングローゼット	なし

※この表にない設置場所については、照明器具種類、設置有無について協議のうえ決定する。

④ 共用部の照明器具は、原則としてLED照明で低廉である器具を採用する。

共用部器具

設置場所	取付数	点滅方式
開放廊下	住戸の玄関前に設置 1台/1住戸	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)
非開放廊下	玄関が隣接する場合 1台/2住戸	人感センサー
開放階段	階段室及び踊り場に 各1台	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)
		人感センサー
エレベーターホール	必要台数	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 廊下等と同一制御
自転車置場	約4m間隔	人感センサー

※自転車置場の照別については、外灯設備計画と併せて、設置を検討する。

⑤ 屋外灯設備計画は、以下の項目に留意し計画する。（原則LED照明器具とする）

- 省エネ性能を有し、かつ低廉である器具を採用する。器具配置・形状は、建築計画に整合したものとする。
- 夜間の居住者等の影響を少なく、通行等が確保でき、配光特性や飛散防止を考慮した照明計画とする。
- 防犯用TVがある場合、カメラの設置と常夜灯の配置等整合性のあるものとする。
- 点滅方式は、タイマーや自動点滅器などを使用し、省エネに配慮したものとする。

10	共用部照度	<p>① 「安全・安心まちづくり推進要綱」に定める基準に基づき、照明配置を計画すること。共用部の照度については、下表を目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="482 271 1129 698"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>指針照度(lx)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用玄関</td><td>概ね50以上</td></tr> <tr> <td>共用玄関の外側</td><td>概ね平均20以上</td></tr> <tr> <td>共用玄関以外の出入口</td><td></td></tr> <tr> <td>エレベーターホール</td><td>概ね平均50以上</td></tr> <tr> <td>廊下・階段</td><td>概ね平均20以上</td></tr> <tr> <td>集合郵便受周辺</td><td>概ね平均50以上</td></tr> <tr> <td>構内広場 団地内通路 駐車場 自転車置場</td><td>概ね平均3以上</td></tr> </tbody> </table> <p>※明るさは、床面での基準とする。</p>	場所	指針照度(lx)	共用玄関	概ね50以上	共用玄関の外側	概ね平均20以上	共用玄関以外の出入口		エレベーターホール	概ね平均50以上	廊下・階段	概ね平均20以上	集合郵便受周辺	概ね平均50以上	構内広場 団地内通路 駐車場 自転車置場	概ね平均3以上																	
場所	指針照度(lx)																																		
共用玄関	概ね50以上																																		
共用玄関の外側	概ね平均20以上																																		
共用玄関以外の出入口																																			
エレベーターホール	概ね平均50以上																																		
廊下・階段	概ね平均20以上																																		
集合郵便受周辺	概ね平均50以上																																		
構内広場 団地内通路 駐車場 自転車置場	概ね平均3以上																																		
11	コントロールスイッチ	<p>① 住戸内の必要箇所に、スイッチ及びコンセントを設ける。設置位置および形式は、下表を標準とする。</p> <p>② スイッチは、原則ワイドハンドル型、樹脂プレート、名入りとし、必要に応じ位置表示、動作表示式とする。</p> <p>③ コンセントは樹脂プレートとし、専用回路コンセントには用途及び容量を表示する。なお、200Vの場合は電圧も表示する。</p> <p>④ スイッチを室外に設置する場合は、動作確認表示付きとする。</p> <p>⑤ 車椅子対応住宅等の設置高さについては、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律および同法に基づく政令、省令、告示」を参考にすること。</p> <table border="1" data-bbox="425 1118 1319 2064"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>スイッチ類取付高さ(床)1.2m</th><th>コンセント種類</th><th>取付高さ(床)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄関</td><td>片切または三路(位置表示付)</td><td>2口E付+ET:1箇所 (車椅子住戸のみ、電動車椅子充電専用回路)</td><td>0.4m</td></tr> <tr> <td>廊下</td><td>三路(位置表示付)</td><td>2口:1か所(必要な場合)</td><td>0.4m</td></tr> <tr> <td>便所</td><td>片切(位置表示)</td><td>2口E付+ET:1箇所</td><td>0.4~0.5m</td></tr> <tr> <td>洗面・洗濯室</td><td>片切(位置表示付) (24H換気入切:強弱 (動作表示付)</td><td>2口E+ET付:1箇所付 (洗濯・乾燥機) 1口:1箇所 (洗面ユニット用)</td><td>洗濯水洗高さ +0.2~0.3m 1.8m</td></tr> <tr> <td>浴室</td><td>入口に両切りスイッチ エコキュート用コントロールスイッチ(設置する場合)</td><td>直接接続 直接接続</td><td>— —</td></tr> <tr> <td rowspan="3">食事室 ・台所 ・居間</td><td rowspan="2">片切または三路 (位置表示付) エコキュート用コントロールスイッチ(設置する場合)</td><td>2口+TV:1箇所 2口+MJ:1箇所 直接接続</td><td>0.4m 0.4m —</td></tr> <tr> <td>2口E付+ET:2箇所 (電子レンジ等大型機器、炊飯器、食器洗機、冷蔵庫)</td><td>大型:1.2m 冷蔵庫:1.9m</td></tr> <tr> <td></td><td>1口E付+ET:1箇所 (15A/20A兼用IHヒーター)</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	設置場所	スイッチ類取付高さ(床)1.2m	コンセント種類	取付高さ(床)	玄関	片切または三路(位置表示付)	2口E付+ET:1箇所 (車椅子住戸のみ、電動車椅子充電専用回路)	0.4m	廊下	三路(位置表示付)	2口:1か所(必要な場合)	0.4m	便所	片切(位置表示)	2口E付+ET:1箇所	0.4~0.5m	洗面・洗濯室	片切(位置表示付) (24H換気入切:強弱 (動作表示付)	2口E+ET付:1箇所付 (洗濯・乾燥機) 1口:1箇所 (洗面ユニット用)	洗濯水洗高さ +0.2~0.3m 1.8m	浴室	入口に両切りスイッチ エコキュート用コントロールスイッチ(設置する場合)	直接接続 直接接続	— —	食事室 ・台所 ・居間	片切または三路 (位置表示付) エコキュート用コントロールスイッチ(設置する場合)	2口+TV:1箇所 2口+MJ:1箇所 直接接続	0.4m 0.4m —	2口E付+ET:2箇所 (電子レンジ等大型機器、炊飯器、食器洗機、冷蔵庫)	大型:1.2m 冷蔵庫:1.9m		1口E付+ET:1箇所 (15A/20A兼用IHヒーター)	—
設置場所	スイッチ類取付高さ(床)1.2m	コンセント種類	取付高さ(床)																																
玄関	片切または三路(位置表示付)	2口E付+ET:1箇所 (車椅子住戸のみ、電動車椅子充電専用回路)	0.4m																																
廊下	三路(位置表示付)	2口:1か所(必要な場合)	0.4m																																
便所	片切(位置表示)	2口E付+ET:1箇所	0.4~0.5m																																
洗面・洗濯室	片切(位置表示付) (24H換気入切:強弱 (動作表示付)	2口E+ET付:1箇所付 (洗濯・乾燥機) 1口:1箇所 (洗面ユニット用)	洗濯水洗高さ +0.2~0.3m 1.8m																																
浴室	入口に両切りスイッチ エコキュート用コントロールスイッチ(設置する場合)	直接接続 直接接続	— —																																
食事室 ・台所 ・居間	片切または三路 (位置表示付) エコキュート用コントロールスイッチ(設置する場合)	2口+TV:1箇所 2口+MJ:1箇所 直接接続	0.4m 0.4m —																																
		2口E付+ET:2箇所 (電子レンジ等大型機器、炊飯器、食器洗機、冷蔵庫)	大型:1.2m 冷蔵庫:1.9m																																
		1口E付+ET:1箇所 (15A/20A兼用IHヒーター)	—																																

				一タ一用	
				2口:2箇所	0.4m
				1口:1箇所 (ガス警報用)	都市ガス:CL-0.3m以内 LPガス:FL-0.3m以内
				1口(15・20A兼用) E付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
				直接接続(レンジフード)	—
		洋室	片切	2口+TV:1箇所	0.4m
				2口:1箇所	0.4m
				1口(15・20A兼用) E付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
		サンルーム	片切		
		MB		2口+ET:1箇所 (給湯器用) 2口+ET:1箇所 (必要に応じ凍結防止ヒーター用)	
		住宅情報盤		直接接続	1.4m
		EV ピット		防水2口E付+ET: 1箇所	最下階 FL+0.2m
		共用部・廊下・ 階段	(自動制御しない場合) 3路又は4路	鍵付防水2口E付+ET	0.4m
12	電話設備	① 電話の引回線数は1回線/戸とし、1戸の電話用アウトレットは1箇所とし、床上0.4mの位置に取付ける。 ② 緊急通報装置外部回線用に、MB～住宅情報盤ボックス付近に空管を設ける。 ③ エレベータ監視、外部通報回線ルートとして、エレベータシャフトからMDFまで配管等を用意する。 ④ 電話・インターネットは通信設備用の配管が必要。 ⑤ 電話線用配管と光インターネット配線を共用する場合はPF-S-22mmとする。			
13	テレビ受信設備	① 受信アンテナは、地上デジタル放送用を実装とし、衛星放送受信アンテナは設置可能な構造とする。 なお衛星放送受信アンテナの設置については個別協議とする。 放送エリア内の良好な受信が可能な電波を受信する。 ② 中高層共同住宅については、一住棟一基設置を基本とし、設置環境、建築意匠等を考慮した設置方法とする。 ③ 幹線分岐分配、戸内分配方式を基本とし、共聴用機器はUHF、BS、CSの各周波数帯に対応したものとする。 ④ 低層長屋住宅・一戸建については、個別受信を基本とするが、受信環境により他の受信方法についても検討を行い決定する。 ⑤ 周辺近隣に電波障害発生が予想される場合は、予備配管およびアンテナ取付スペースを検討する。 ⑥ テレビ端子・直列ユニットの取付高さは0.4mを標準とする。 ⑦ CATV対応については個別協議とする。 ⑧ 木造戸建て住宅におけるテレビ共聴端子盤は、小屋裏設置を原則とし、点検が容易な位置			

		に配置する。
14	ツイント対応インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ① インターネット回線導入の場合は、接続方式その他必要な項目について個別協議とする。 ② 各住戸までの専用回線に対応するため、空配管を設置する。
15	住宅情報盤	<ul style="list-style-type: none"> ① 中高層共同住宅には、自動火災報知機能を有する住宅情報盤又はカメラ付きインターホン設備を設ける。 ② 低層長屋、一戸建住宅には、住宅情報盤又はカメラ付きインターホン設備を設ける。 ③ 住宅情報盤には、自動火災報知（遠隔式験機能付）機能のほか、インターホン機能、緊急通報機能、その他必要な機能を有し、自動通報機能を追加可能なものとする。 ④ インターホン設備は、火災時及び緊急通報設備実装時に外部インターホンに警報が発せられる仕様とする。 ⑤ 外部インターホン取付高さは1.4mを標準とする。
16	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防法及び関係条例に基づき、中高層集合住宅には住戸用又は共同住宅用自動火災報知設備・非常警報設備を必要に応じ設ける。 ② 低層長屋、一戸建住宅には、住宅用火災警報器又は自動火災報知設備を必要に応じ設ける。 ③ 共用部又は外部より各住戸内機器が試験可能な様、遠隔式験機能付きとする。 ④ 昇降路頂部に設ける煙感知器は、昇降路外部より点検可能なよう引出装置を設け、引出した場合はエレベータ停止するインターロックを設け、引出装置の扉は施錠可能な点検扉（鋼板1.5mm以上）とする。
17	緊急通報設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 各住戸には、浴室、便所及び寝室に非常呼出スイッチを設置可能とする。 ② 車椅子使用者向け住戸及び高齢者向け住戸は配線及びスイッチを実装まで検討することとし、一般住戸は空配管及びプレート止めとし将来対応可能とする。 ③ スイッチ高さは、便所：+0.6m、浴室：浴槽高さ+0.1m、和洋室+0.4m、洗面所1.1mを標準とする。 <p>※緊急通報設備に関しては福祉関係部局との調整が必要となるため、設置する箇所及び機器等については事前協議を行うこと。</p>

3. 6 機械設備

災害公営住宅を新築する場合の設計にあたり機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表6のとおりとする。ただし、災害公営住宅の事業主体である市が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表6（機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様													
1 給水人員	<p>① 下記の表を参考とする。</p> <p>この表にない住戸タイプの場合は、全体計画の中で想定されている住戸人員を採用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th><th>給水人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1LDK</td><td>2</td></tr> <tr> <td>2LDK</td><td>2.5</td></tr> <tr> <td>3LDK</td><td>3.5</td></tr> </tbody> </table> <p>② 1日平均使用水量は、300L/日・人とする。</p> <p>③ 1日平均使用時間は、10時間/日とする。</p> <p>※水道事業者との協議による</p>	住戸タイプ	給水人員	1LDK	2	2LDK	2.5	3LDK	3.5					
住戸タイプ	給水人員													
1LDK	2													
2LDK	2.5													
3LDK	3.5													
2 給水方式	<p>① 下記の表を参考とし、詳細は協議並びに設備費、維持管理費等を考慮し決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水方式</th><th>低層長屋・一戸建</th><th>中高層共同住宅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直結直圧給水方式</td><td>水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合</td><td>水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合</td></tr> <tr> <td>増圧直結給水方式</td><td>—</td><td>水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合</td></tr> <tr> <td>加圧給水方式</td><td>—</td><td>直圧・増圧直結給水方式がとれない場合</td></tr> </tbody> </table> <p>② 建物出入口の靴洗い場、ゴミ集積場、集会所、受水槽等の給水設備は原則として直結給水方式とし管理区分に応じ水道契約数が出来るだけ少なくなるよう考慮する。</p> <p>※水道事業者との協議による。</p>	給水方式	低層長屋・一戸建	中高層共同住宅	直結直圧給水方式	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	増圧直結給水方式	—	水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合	加圧給水方式	—	直圧・増圧直結給水方式がとれない場合	
給水方式	低層長屋・一戸建	中高層共同住宅												
直結直圧給水方式	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合												
増圧直結給水方式	—	水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合												
加圧給水方式	—	直圧・増圧直結給水方式がとれない場合												
3 給水量算出	<p>① 給水量及びポンプの揚水量は、以下の算定式により決定する。</p> <p>※水道事業者との協議による</p> <ul style="list-style-type: none"> • Q_{hm} (時間最大給水量(L/日)) = K_1 (時間最大使用係数) • Q_h (時間平均給水量(L/日)) ※K_1 = 1.5~2、通常は2とする。 • Q_p (瞬時最大給水量(L/min)) = $1/60 \cdot K_2$ (瞬時最大使用係数) • Q_{hm} (時間最大給水量(L/日)) ※K_2 = 1.5~2、通常は1.5とする。 													
4 配管計画(給水)	<p>① 給水配管の材料選定に当たっては、下表を参考とし、水道事業者との協議をもって決定する。</p> <p>給水管の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>管種</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">屋外配管</td><td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HVP)</td><td rowspan="5"></td></tr> <tr><td>水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)</td></tr> <tr><td>水道用ポリエチレン二層管 (PP)</td></tr> <tr><td>水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td></tr> <tr><td>水道用ダクタイル鉄管</td></tr> </tbody> </table>		管種	備考	屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HVP)		水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)	水道用ポリエチレン二層管 (PP)	水道配水用ポリエチレン管 (PE)	水道用ダクタイル鉄管			
	管種	備考												
屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HVP)													
	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)													
	水道用ポリエチレン二層管 (PP)													
	水道配水用ポリエチレン管 (PE)													
	水道用ダクタイル鉄管													

		水道用ステンレス鋼管 (SUS316)	
		水道用ポリエチレン紡体ライニング鋼管 (SGP-PD)	
		水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)	
室内配管		水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HVP)	
		水道用ポリエチレン紡体ライニング鋼管 (SGP-PB、PD)	
		水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB、VD)	
		水道用ステンレス鋼管	
		架橋ポリエチレン管	(住戸内部)
		水道用架橋ポリエチレン管	さや管ヘッダー方式採用時
		ポリブテン管	
		水道用ポリブテン管	

給水立管口径

戸/系統	立管口径(mm)
28~15	65
14~6	50
5~	40

住戸内配管口径

	給水管径(mm)	さや管径(mm)
メーター～給湯器	20	36
メーター～ヘッダー	20	36
給水箇所	台所流し	13
	洗面器	13
	シャワー	13
	便所	13
	洗濯機	13

給水圧力

給水設備からの騒音や振動対策のため、給水圧力は下記の表を参考に設定する

場所	圧力(MPa)
住戸より離れた場所	0.4~0.5
共用立て管	0.3~0.4
住戸内(メーター手前)	0.2

(参考)給水器具に対する必要最低圧力

項目	圧力(MPa)
一般水栓	0.03
シャワー	0.07
給湯器	0.08

下表を参考とし、給水設備の検討を行う。

器具設置場所	器具名	器具給水負荷単位
便所	洋風便器(洗浄タンク)	3
浴室	混合栓付シャワー	2
台所	給水栓及び混合水栓	3
洗面所	給水栓及び混合水栓	1
洗濯機置場	給水栓及び混合水栓	1

5	受水槽	圧送方式、配管材料等について、水道事業者との協議により決定する。 <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者の指定がない場合の参考仕様 構造：屋外 - ステンレス製（ポンプ室併設一体型）、二層式 屋内 - FRPパネル型単板製、二層式 設計用水平震度：1.0G（地震の被害が大きい場所は、1.5Gとすることができる） 有効容量：1日最大給水量の40～60%の範囲内で、経済的なものとする 災害時給水の利用のため、排出管に緊急遮断弁を設けるとともに、胴長横水栓を取付可能なよう枝管及び止水栓を設ける。
6	計量方式	<ul style="list-style-type: none"> 各戸ごとに量水器を設け、個別検針を基本とする。ただし、水道事業者と協議により集中検針とした場合は、計量器、集中検針盤その他の検針システムの整備方法等について、十分協議を行うこと。 共用部分については、計量器の数が最小なるような配水計画を行う。 雨水利用等を行う場合は、排水量計量の要否、方式等を下水事業者と協議のこと。
7	凍結防止	<ul style="list-style-type: none"> 以下の凍結防止対策の採用に当たっては、維持管理方法、費用等について検討を行い、低廉かつ合理的な方法を協議、選択する。 <ul style="list-style-type: none"> 水栓類を寒冷地仕様 給水管、給湯管、追焚管の露出部分（立上り管を含む）を保温施工 MB内に水抜き栓を設置 給湯器は凍結防止機能付とする 屋外給水管を埋設深度以上の埋設を標準 さや管ヘッダー等をポリエチレンフォーム保温ワンタッチ接合型保温施工
8	排水計画	<ul style="list-style-type: none"> 屋内排水系統は、衛生上の支障がない場合、汚水・雑排水は原則として合流式とする。ただし、汚水は戸内横引き管及び立管では別系統とし、第1階で合流とする。 1階及び2階の排水系統は第1階まで別系統とする。 屋内の排水管には、封水の引込、跳ね出し等が無いように、通気管を設ける。 14階程度までの高層住宅においては、伸頂通気方式とし、通気立管を独立させる。なお、通気は原則として屋上開放とするが、排水通気弁も可とする。 排水栓は、小口径インバート栓（塩ビ製）を基本とする。また、耐荷重が必要な箇所は、鋳鉄製の蓋及び栓を採用する。 集会所においては、汚水・雑排水横引き管からそれぞれ通気管を取り出し、ピット内で合流させ、PS等を通し立ち上げ、大気開放する。 給湯器（替熱回収型）のドレンの放流先は、下水道事業者の協議・指示による。 配管種別と使用区分 <p>本表を基本とし、詳細は協議の上決定する。</p>

使用場所	管種	備考
屋外埋設管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 (RF-VU)	100 以上
	硬質ポリ塩化ビニル管 (VU)	100 未満
横走り管(屋外 露出、ピット 内等)	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP)	
	硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）(VP)	
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	区画の前後 1m に使用可
立管	耐火二層管（国土交通大臣認定品）	
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP)	通気管・ドレン 立管共
	硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）(VP)	
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	

			耐火二層管（国土交通大臣認定品） 配管用炭素鋼管（白管）	
		住戸内	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） 硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP） 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 耐火二層管（国土交通大臣認定品）	台所流し下
		雨水	硬質ポリ塩化ビニル管（薄肉管）（VU）	
9	排水負荷単位	① 表を参考とし、排水設備の検討を行うこと。		
		器具設置場所	器具名	排水負荷単位 付属トラップ口径
		浴室	サーモミキシング式シャワー付混合水栓	4 50A
		台所	シングルレバー式温水混合水栓	4 40A
		洗面所	シングルレバー式温水混合水栓	1 32A
		便所	洋風便器（節水型）	4 75A
		洗濯機置場	緊急止水弁付給水栓	4 50A
		※各所適切に掃除口を設けること。		
10	衛生器具	① 住宅に設置する衛生器具類は、下表を標準とし、協議にて決定する。		
		取付場所	器具名称	
			低中層共同住宅・低層長屋・一戸建	中高層共同住宅
		便所	節水型手洗付ロータンク密結型 洋風大便器（原則 節水I型）	節水型手洗付ロータンク密結型 洋風大便器（原則 節水I型）
			床下排水	床下排水
			防露付	防露付
			暖房便座 フタ及び洗浄機能付き	暖房便座 フタ及び洗浄機能付き
			L型手摺	L型手摺
			タオル掛け	タオル掛け
			紙巻器（樹脂製）	紙巻器（樹脂製）
		洗面所	洗面化粧台（600型を基本）	洗面化粧台（600型を基本）
			ミラーキャビネット又は収納キャビネット	ミラーキャビネット又は収納キャビネット
			シングルレバー式温水混合栓（節湯C1）	シングルレバー式温水混合栓（節湯C1）
			止水栓・Sトラップ	止水栓・Sトラップ
		洗濯機置場	緊急止水弁付水栓 (全自動洗濯機対応型)	緊急止水弁付水栓 (全自動洗濯機対応型)
			洗濯機用防水パン（原則 640mm×640mm）	洗濯機用防水パン（原則 640mm×640mm）
		浴室	サーモミキシング式シャワー付温水混合水栓（節湯B1）	サーモミキシング式シャワー付温水混合水栓（節湯B1）
		台所	シングルレバー式温水混合水栓（節湯C1・水槽緩衝機能付）	シングルレバー式温水混合水栓（節湯C1・水槽緩衝機能付）

MB	量水器ユニット (量水器ボックス内に設置)	量水器(集中検針) 量水器ユニット(直読)
屋外	散水用水栓	散水用水栓
ガス設備	給湯器(20号 強制追炊装置付・潜熱回収型)	給湯器(20号 強制追炊装置付・潜熱回収型)
	屋外設置	PS(MB)設置
	オートタイプ	オートタイプ
	浴室・台所・洗面所の3点給湯	浴室・台所・洗面所の3点給湯
	給湯器リモコン2台(正:浴室 副:台所)	給湯器リモコン2台(正:浴室 副:台所)
	ガス栓 1栓(ヒューズコック・台所コンロ用)	ガス栓 1栓(ヒューズコック・台所コンロ用)
エコキュート (設置する場合)	給湯器(入居者1~2人/戸:貯湯タンク370L程度、入居者3~/戸:貯湯タンク450L程度、強制追炊装置付)	給湯器(入居者1~2人/戸:貯湯タンク370L程度、入居者3~/戸:貯湯タンク450L程度、強制追炊装置付)
	貯湯タンク: PSまたは屋内設置 室外機:屋外設置	貯湯タンク: PSまたは屋内設置 室外機:屋外設置
	オートタイプ	オートタイプ
	浴室・台所・洗面所の3点給湯	浴室・台所・洗面所の3点給湯
	エコキュートリモコン2台 (正:浴室 副:台所)	エコキュートリモコン2台 (正:浴室 副:台所)

※コージェネ及びエコキュート等設置により給湯が行われる場合は、別途規範にて各機器の設置要否、仕様決定のこと。

11	換気設備	<p>① 24時間換気は、原則として第三種換気とし、専用の換気扇は設けず他に設置する局所換気設備の換気扇を常時(24時間)換気との2段階切替え機能付とする。</p> <p>② 24時間換気用の給気口は、各居室に必要箇所設けることとする。</p> <p>③ 台所は、ブース型レンジフードによる第三種換気とし、同時給排気型を採用することも可とする。</p> <p>④ レンジフードにより部屋内が負圧とならないよう適切に台所給気を設ける。(レンジフードと連動する常閉型電動給気ダンパーや差圧式給気ユニット等を採用する)</p> <p>⑤ 中高層共同住宅については、台所及び便所は単独、浴室及び脱衣室は浴室に2室用換気扇を設置し、脱衣室を副吸入口とした単独換気を基本とする</p> <p>⑥ 低層長屋・一戸建の住宅については、集合住宅の換気方法を基本とするほか、居室単独換気も必要に応じ検討する。</p> <p>⑦ ダクトの保温は、金属製ダクトについては外壁から2mをロックウール又はグラスウール保温材(厚さ25mm)を用いて行い、硬質塩化ビニル製ダクトについては外壁より1mをロックウール又はグラスウール保温材(厚さ25mm)を用いて行う。</p> <p>⑧ 台所に用いる排気ダクトの断熱被覆は、ロックウール保温材(厚さ50mm)又は消防防災設備等の性能評定認定品を用いて行う。(消防協議の上、採用すること)</p> <p>⑨ ベンドキャップ、パイプフードは建築計画に整合したものとし、原則として、SUS製とする。</p>
----	------	--

		<p>・厨房排気設備の必要性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>換気風量 (m³/h)</th><th>静圧 (Pa)</th><th>騒音 (dB)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強</td><td>330 以上</td><td>70</td><td>47 以下</td></tr> <tr> <td>中</td><td>200 以上</td><td>40</td><td>38 以下</td></tr> <tr> <td>弱</td><td>100 以上</td><td>20</td><td>38 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>・各室換気回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th><th>浴室</th><th>便所</th><th>洗濯機置場・洗面所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気回数</td><td>5回/h</td><td>10回/h</td><td>5回/h</td></tr> </tbody> </table> <p>・換気ダクト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>台所</th><th>浴室・便所・洗面所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給排気：鉄板スパイラルダクト</td><td>鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管 (RF-VP) 浴室系統で鉄板スパイラルダクトを使用した場合は塩ビコーティング仕様とする</td></tr> <tr> <td>給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻</td><td></td></tr> </tbody> </table>		換気風量 (m ³ /h)	静圧 (Pa)	騒音 (dB)	強	330 以上	70	47 以下	中	200 以上	40	38 以下	弱	100 以上	20	38 以下	室名	浴室	便所	洗濯機置場・洗面所	換気回数	5回/h	10回/h	5回/h	台所	浴室・便所・洗面所	給排気：鉄板スパイラルダクト	鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管 (RF-VP) 浴室系統で鉄板スパイラルダクトを使用した場合は塩ビコーティング仕様とする	給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻	
	換気風量 (m ³ /h)	静圧 (Pa)	騒音 (dB)																													
強	330 以上	70	47 以下																													
中	200 以上	40	38 以下																													
弱	100 以上	20	38 以下																													
室名	浴室	便所	洗濯機置場・洗面所																													
換気回数	5回/h	10回/h	5回/h																													
台所	浴室・便所・洗面所																															
給排気：鉄板スパイラルダクト	鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管 (RF-VP) 浴室系統で鉄板スパイラルダクトを使用した場合は塩ビコーティング仕様とする																															
給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻																																
12	エレベーター	<p>原則として下記の仕様とし、個別協議により決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本仕様 <p>ロープ式マシンルームレス型 福祉型 9人乗り トランク付き インバータ制御運転方式相当、福祉対応（車椅子仕様、キックプレート、視覚障がい者、音声案内装置、聴覚障がい者対応仕様）、壁・床保護マット、防犯窓（各階）、鏡（かご正面）、地震管制運転、火災管制運転、停電時自動着床装置、戸開走行保護装置、かご内防犯カメラ、記録装置、遠隔監視装置（エレベータ保守会社との契約による）、ピット冠水センサー、各階停止運転切替タイマー（24時間）、かご床面積 1.59m²、奥行き 1.52m(内のり)程度、かご出入口の幅は内のり 80cm 以上、乗場とかごのすき間はキャスター等が落ちないよう、極力狭くする（10mm程度）</p>																														
13	合併浄化槽	<p>① 処理対象人員の算定、特定行政庁などの関係先との打ち合わせにより、性能の決定、設置条件等の整理を行い、詳細な仕様を定める。</p> <p>処理対象人員は下表より算定する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築用途</th> <th colspan="3">処理対象人員</th> </tr> <tr> <th colspan="2">算定式</th> <th>算定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建(1戸あたり)</td> <td>A≤130</td> <td>n=5</td> <td>n：人員 A：延べ面積(m²)</td> </tr> <tr> <td>130>A</td> <td>n=7</td> <td>ただし、2世帯住宅の場合は10人とする</td> </tr> <tr> <td>低層長屋 中高層共同住宅</td> <td>n=0.05A</td> <td>n：人員 ただし、1戸あたりのnが3.5以下の場合は、1戸あたりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限る)とし、1戸あたりのnが6人以上の場合は1戸あたりのnを6人とする。 A：延べ面積(m²)</td> </tr> </tbody> </table>	建築用途	処理対象人員			算定式		算定単位	一戸建(1戸あたり)	A≤130	n=5	n：人員 A：延べ面積(m ²)	130>A	n=7	ただし、2世帯住宅の場合は10人とする	低層長屋 中高層共同住宅	n=0.05A	n：人員 ただし、1戸あたりのnが3.5以下の場合は、1戸あたりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限る)とし、1戸あたりのnが6人以上の場合は1戸あたりのnを6人とする。 A：延べ面積(m ²)													
建築用途	処理対象人員																															
	算定式		算定単位																													
一戸建(1戸あたり)	A≤130	n=5	n：人員 A：延べ面積(m ²)																													
	130>A	n=7	ただし、2世帯住宅の場合は10人とする																													
低層長屋 中高層共同住宅	n=0.05A	n：人員 ただし、1戸あたりのnが3.5以下の場合は、1戸あたりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限る)とし、1戸あたりのnが6人以上の場合は1戸あたりのnを6人とする。 A：延べ面積(m ²)																														

		<p>② 処理対象人員が200人以下の場合はユニット型浄化槽とし、201人以上の場合は現場施工型を基本とするが、経済性を判断して決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理槽は地下式を標準とし、プロアは地上設置とする。 ・ 保守管理のための水栓柱及び格子柵を設置する。 ・ 本方針又は公共住宅建設工事共通仕様書に定めない機材等の仕様は、メーカーの標準仕様とする。 																									
14	電気給湯設備 (設置する場合)	<p>① 貯湯タンクは下記の表を参考とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th><th>貯湯量 (L)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1LDK</td><td>370</td></tr> <tr> <td>2LDK</td><td>370</td></tr> <tr> <td>3LDK</td><td>450</td></tr> </tbody> </table> <p>※変更する場合は、市と協議すること。</p> <p>② 貯湯タンクの構造は、密閉型とする。</p> <p>貯湯タンクの材質は、ステンレス鋼板製とする。</p> <p>③ 給湯方式は、ヒートポンプ給湯機とする。</p> <p>④ 冷媒は、二酸化炭素又はハイドロフルオロカーボンを用いたものとする。</p> <p>⑤ 最高出湯温度は、70°C以上とする。</p> <p>全量貯湯する場合は、10時間以内とする。</p> <p>⑥ 給湯設備には、ドレン用排水設備を設けること。</p> <p>⑦ 住宅に設置する給湯設備類は、下記を標準とし、協議にて決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">住棟形式</th></tr> <tr> <th></th><th>低層長屋・一戸建</th><th>中高層共同住宅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">電気給湯設備</td><td>ヒートポンプ給湯機</td><td>ヒートポンプ給湯機</td></tr> <tr> <td>屋外設置</td><td>PS (MB) 設置</td></tr> <tr> <td>オートタイプ</td><td>オートタイプ</td></tr> <tr> <td>浴室・台所・洗面所の3点給湯</td><td>浴室・台所・洗面所の3点給湯</td></tr> <tr> <td>給湯機リモコン2台 (正:浴室、副:台所)</td><td>給湯機リモコン2台 (正:浴室、副:台所)</td></tr> </tbody> </table>	住戸タイプ	貯湯量 (L)	1LDK	370	2LDK	370	3LDK	450	住棟形式				低層長屋・一戸建	中高層共同住宅	電気給湯設備	ヒートポンプ給湯機	ヒートポンプ給湯機	屋外設置	PS (MB) 設置	オートタイプ	オートタイプ	浴室・台所・洗面所の3点給湯	浴室・台所・洗面所の3点給湯	給湯機リモコン2台 (正:浴室、副:台所)	給湯機リモコン2台 (正:浴室、副:台所)
住戸タイプ	貯湯量 (L)																										
1LDK	370																										
2LDK	370																										
3LDK	450																										
住棟形式																											
	低層長屋・一戸建	中高層共同住宅																									
電気給湯設備	ヒートポンプ給湯機	ヒートポンプ給湯機																									
	屋外設置	PS (MB) 設置																									
	オートタイプ	オートタイプ																									
	浴室・台所・洗面所の3点給湯	浴室・台所・洗面所の3点給湯																									
	給湯機リモコン2台 (正:浴室、副:台所)	給湯機リモコン2台 (正:浴室、副:台所)																									
14	その他	<p>① 消火設備は消防法に準拠し設置する。なお、消火器(ABC10型・格納箱共)は本工事とし、機械設備に含む。</p> <p>② ガス設備については、下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管材は、下表を標準とする。ただし、ガス事業者の規定があり、これにより難い場合は、ガス供給事業者と協議のうえ決定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用場所</th><th>管種</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外埋設</td><td>ガス用ポリエチレン管 (PE)</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">ピット内、PS内</td><td>ポリエチレン被覆鋼管</td><td rowspan="3"></td></tr> <tr><td>硬質塩化ビニル被覆鋼管</td></tr> <tr><td>配管用炭素鋼管 (SGP)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">住戸内</td><td>ガス用ステンレス製フレキシブル管</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr><td>配管用炭素鋼管 (SGP)</td></tr> </tbody> </table> <p>・ プロパンガス供給の場合は、集合又は個別(各戸)方式とする。供給方式は、市に確認し、</p>	使用場所	管種	備考	屋外埋設	ガス用ポリエチレン管 (PE)		ピット内、PS内	ポリエチレン被覆鋼管		硬質塩化ビニル被覆鋼管	配管用炭素鋼管 (SGP)	住戸内	ガス用ステンレス製フレキシブル管		配管用炭素鋼管 (SGP)										
使用場所	管種	備考																									
屋外埋設	ガス用ポリエチレン管 (PE)																										
ピット内、PS内	ポリエチレン被覆鋼管																										
	硬質塩化ビニル被覆鋼管																										
	配管用炭素鋼管 (SGP)																										
住戸内	ガス用ステンレス製フレキシブル管																										
	配管用炭素鋼管 (SGP)																										

その指導による。また、工事範囲等について確認のこと。

※70戸以上のは、簡易ガス事業による供給とする。

※70戸未満のは、液化石油ガス事業者による供給とする。

- ガスマーテーは、ガス事業者による貸与品を基本とし、集合装置は本工事で設置する。

③ 給湯設備の配管材は、下表を標準とする。

使用場所	管種	備考
給湯器から給湯栓	架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッダー方式採用時
	水道用架橋ポリエチレン管	
	ポリプロピレン管	
	水道用ポリプロピレン管	
追焚き管	メーカー標準品	

④ 完成後の管理方法について市と協議・確認し設計に反映させること。

(参考資料)

災害公営住宅における住宅設備の整備について

輪島市災害公営住宅設計標準に基づき設計、施工を行う工事において、住宅設備の標準整備範囲をまとめたものである。ただし、各設備の整備については、市の判断により変更するものとする。

＜表の見方＞

- ・工事取付／標準 建設工事において標準で整備する設備類
- ・入居者対応 建設工事では整備せず、入居者にて整備が必要となる設備類

＜凡例＞

- が記入されている項目を適用する
- △については特定条件において適用される
- 空欄を適用させる場合は、十分協議のこと

住宅設備の項目		工事取付	入居者対応	備考
各住棟 玄関ホール	掲示板	○		
	集合郵便受箱	○		
	集合郵便受箱のかぎ		○	
玄関	下駄箱	○		
	新聞受	○		
	玄関網戸		○	
	手すり	○		
廊下	コンセント	○		
収納スペース	洋服かけ	○		
	棚板	○		
浴室	浴槽 (UB)	○		
	手すり (3箇所)	○		
	風呂ふた		○	
	シャワー	○		
	鏡	○		
	洗面器・風呂いす		○	
	給湯器リモコン	○		
洗面	洗面化粧台・鏡	○		
	歯ブラシ立て		○	
	タオル掛け	○		
洗濯機置場 ・脱衣場	防水パン	○		
	洗濯機用蛇口	○		
台所	流し台	○		
	コンロ台	○		ガス栓1口、IH用コンセント(1箇所)含む
	吊戸棚	○		
	ガスコンロ・IH調理器		○	

	ガスホース		○	
	水切り棚			
	給湯器リモコン	○		
便所	タオル掛け	○		
	紙巻器（樹脂製）	○		
	洗浄・暖房便座	○		
	手すり	○		
窓	網戸	○		
	カーテンレール	○		SUS製 タブル
	カーテン		○	
	戸掛け	○		
バルコニー	物干し金物	○		
	物干し竿		○	
	エアコン室外機 吊金物		○	インサートは標準取付
外部物置 (設置する場合)	扇鍵	○		
	内部照明		○	原則非設置（配線なし）
家具転倒防止	転倒防止金物		○	金物受材(付け鴨居等)は標準取付
照明器具	玄関	○		
	廊下	○		
	便所	○		
	洗面・洗濯室	○		
	浴室	○		
	食事室		○	
	台所		○	
	台所棚下灯	○		
	洋室		○	
	サンルーム	○		
電話	電話用アウトレット	○		
	電話機		○	
	配線	○		電話コンセントまで
テレビ	テレビ(受像器)		○	
	地上波アンテナ	○		
	衛星放送受信アンテナ(BS・CS)		○	
	CATV	△		△は難視聴地域の場合
	テレビコンセント	○		
	配線	○		
インターネット	機器		○	接続事業者の要求仕様が必要
	配管	○		
	配線		○	

インターホン (住宅情報盤)	機器	○		
	配管	○		
	配線	○		
エアコン	機器		○	
	配管配線		○	
	配管用開口(スリーブ)	○		
	取付部補強	○		
暖房機器	機器		○	
緊急通報設備	機器	○		
	配管	○		
	配線	○		
火災報知 ・消火設備	火災報知器	○		
	消火器	△	○	△共用部のみ
	他消防設備	△	○	△共用部のみ
ガス設備	給湯器	○		追い吹き対応
	ガス漏れ警報器	○		
換気扇	24時間換気	○		風呂・トイレ兼用
	台所換気扇	○		
電気給湯設備 (設置する場合)	貯湯タンク	○		
	給湯機器	○		